改正後

この基本計画は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号。以下「施設整備基本方針」という。）に基づき、地方公共団体が交付金（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する交付金をいう。以下同じ。）を有効に活用し、児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するために、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造事業について定めるものである。

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、この基本計画に即して、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下同じ。）を作成し、遅滞なくこれを公表する必要がある。

なお、この基本計画は、施設整備基本方針の変更等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととする。

一　施設整備計画の作成に関する基本的事項

施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を生かして作成することが必要である。

1　施設整備計画の目標の設定

［略］

(一)　［略］

(二)　安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(三)～(五)　［略］

2　施設整備計画の目標の達成のために必要な事業

［略］

(一)　［略］

(二)　安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(1)・(2)　［略］

(3)　空気調和設備の整備

ア　空気調和設備の設置に関する事業

(4)　バリアフリー化

ア　バリアフリー化を図るための改造事業

(5)　衛生環境の改善

ア　トイレ環境の改善を図るための改造事業

［削る］

(6)　［略］

(三)　［略］

改正前

この基本計画は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号。以下「施設整備基本方針」という。）に基づき、地方公共団体が交付金（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する交付金をいう。以下同じ。）を有効に活用し、児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するために、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造事業について定めるものである。

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、この基本計画に即して、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下同じ。）を作成し、遅滞なくこれを公表する必要がある。

なお、この基本計画は、施設整備基本方針の変更等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととする。

一　施設整備計画の作成に関する基本的事項

施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を活かして作成することが必要である。

1　施設整備計画の目標の設定

［同上］

(一)　［同上］

(二)　新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(三)～(五)　［同上］

2　施設整備計画の目標の達成のために必要な事業

［同上］

(一)　［同上］

(二)　新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(1)・(2)　［同上］

［新設］

(3)　バリアフリー化

ア　バリアフリー化を図るための改造事業

(4)　衛生環境の改善

ア　トイレ環境の改善を図るための改造事業

(5)　空気調和設備の整備

ア　空気調和設備の設置に関する事業

(6)　［同上］

(三)　［同上］